

令和7年度 第2回指定ごみ袋製造等業務委託 仕様書

新発田市（以下「発注者」という。）の指定ごみ袋の製造及び納品に関して、以下のとおりとします。

1 指定ごみ袋の規格

(1) 指定ごみ袋の規格は次のとおりとし、国産、外国産は問わない。

用途	種別	寸法(縦×横×厚さ) (単位:mm)	本体色	記載 文字色	材質
燃えるごみ用	大	820×460×0.03以上 (まち部分100) 引張強さ40Mpa以上 伸び縦370%以上 伸び横550%以上	黄色 半透明	赤色系  ※バーコードのみ 黒系	高密度ポリエチレン製
	中	740×360×0.03以上 (まち部分90) 引張強さ40Mpa以上 伸び縦370%以上 伸び横550%以上			
	小	620×330×0.03以上 (まち部分75) 引張強さ40Mpa以上 伸び縦370%以上 伸び横550%以上			
	極小	490×200×0.03以上 (まち部分70) 引張強さ40Mpa以上 伸び縦370%以上 伸び横550%以上			
燃えないごみ用	大	820×460×0.05以上 (まち部分100) 引張強さ25Mpa以上 伸び縦600%以上 伸び横740%以上	無色 透明	濃紺色系	低密度ポリエチレン製
	中	740×360×0.05以上 (まち部分90) 引張強さ25Mpa以上 伸び縦600%以上 伸び横740%以上			

	小	620×330×0.05 以上 (まち部分 75) 引張強さ 25Mpa 以上 伸び縦 600% 以上 伸び横 740% 以上			
	極小	490×200×0.05 以上 (まち部分 70) 引張強さ 25Mpa 以上 伸び縦 600% 以上 伸び横 740% 以上			

(2) 色及び濃度については、大日本インキ化学カラーガイド2のF-666相当で濃度3から4%程度とし、詳細は見本のとおりとする。また、印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

(3) 指定ごみ袋の形状は別図「新発田市指定ごみ袋形状・サイズ表」、印刷内容は別紙「袋印刷図」のとおりとする。

(4) 上袋の印刷内容は、別紙「上袋印刷図」のとおりとし、燃えるごみ用は黒色系文字で、燃えないごみ用は濃紺色系文字で印刷すること。10枚を1セットにして外折で上袋に入れること。

(5) 納品用段ボール箱の印刷内容は、別紙「外箱印刷図」のとおりとし、側面四方全部に、燃えるごみ用は赤字で、燃えないごみ用は濃紺色で印刷すること。

(6) 納品用段ボールについては、複数段積み重ねても破損や潰れない強度のものを使用すること。

(7) 上袋の色は白色とし、五階菱の色は赤とする。

(8) 広告のイラストについては、PDF等のデータで配布する。

(9) その他、印刷内容は校正で変更となる場合がある。

## 2 履行期間

契約日から令和8年3月27日期日厳守

※最終納品期限とし、分納も可とする。

## 3 指定ごみ袋の種類別の発注枚数

品名（種別）		セット数	箱換算
燃えるごみ用	大袋	60,000（10枚1セット）	1,200（1箱50セット）
	中袋	70,000（10枚1セット）	1,400（1箱50セット）
	小袋	50,000（10枚1セット）	1,000（1箱50セット）
	極小袋	15,000（10枚1セット）	300（1箱50セット）

燃えないごみ用	大袋	1,500 (10枚1セット)	30(1箱50セット)
	中袋	0 (10枚1セット)	0(1箱50セット)
	小袋	1,000 (10枚1セット)	20(1箱50セット)
	極小袋	1,000 (10枚1セット)	20(1箱50セット)

#### 4 納品場所及び方法

新発田市内の市が指定する場所（旧新発田市清掃事務所）

新発田市小舟町2丁目9番16号

- (1)パレット積みでパレットごとの数量が分かるよう納品すること。ただし、パレットは発注者で保管しているもの（50パレット程度あり。保管場所は旧新発田清掃事務所）を使用可とし、不足分は受注者が用意すること。
- (2)搬入作業については、受注者の責任において対応すること。搬入車両や駐車時間、周りの状況をみながら、受注者が必要な措置を講じること。
- (3)納品前の倉庫整理作業を含むものとする。

#### 5 運送経費

納品場所への運送に関する全ての経費は受注者負担とする。

#### 6 その他

- (1)一枚ずつ取り出せるようにすること。また、上袋には、下部に取出し口をミシン目でいれること。
- (2)指定ごみ袋の生産地は問わない。
- (3)袋下部に裁断時の切れ目等が無いものにする。
- (4)納品前に上袋を含む製品のサンプルを新潟県工業技術総合研究所で測定し、試験成績書の写しを納品前に提出すること。（試験内容：引張及び厚さ）
- (5)納品前に上袋を含む製品のサンプルにより「食品衛生法・食品、添加物等の規格基準」の試験結果を納品前に提出すること。
- (6)ごみ袋の規格に関しては、別紙「新発田市指定ごみ袋サイズ表」に明記されている各規格の±2cm以内を許容範囲とし、それ以外の規格のものに関しては不良品とみなす。
- (7)不良品が出た場合、不良品の総数分を正規のもので補填すること。困難であれば契約額の内訳書の単価に基づき精算すること。

#### 7 請求書提出先

新発田市役所本庁舎1階

環境衛生課資源リサイクル係 TEL 0254-28-9115

※契約終了後、この契約に関する業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。